令和７年２月15日

愛知県ドッジボール協会

理事長 山 田 強 志 常 任 理 事 会

愛知県ドッジボール協会登録制度

趣旨：　現在のチーム登録制度がJDBAへの直接申請のため、登録完了時点でJDBAのHPに愛知県協会の登録チームとして掲載されている。本来であれば、支部に所属の意思表示をして愛知県協会がこれを了承しJDBAに登録推薦をすることが適正手順である。しかし、登録手順が逆になっているために愛知県協会が把握できないチームが存在する事態となっており、D-１登録イコール愛知県協会所属チームとの誤解が生じている。この結果大会エントリーの可否や登録チーム助成活動等に大きな支障をきたしているため、これを解消するために愛知県協会登録制度を開始する。

１．登録地域管轄者

　　　チーム登録先は尾張支部、名古屋支部、三河支部（以後各支部という）とし、登録主体が活動の拠点としている地域を管轄している各支部を登録地域管轄者とする。名古屋支部についてはこれまでの実情に合わせ名古屋市ドッジボール協会を管轄者とする。

２．登録部門

　　① ADー１部門：全日本選手権・東海ブロック大会・愛知県予選（以後全国大会等という）及び各支部が主催・主幹の大会への出場を希望するチームとする。

　　ADー１登録後、登録名簿に記載の選手を参加希望大会ごとにオフィシャル・ガールズ・ジュニア・リトル

　　に組み分けて参加することができる。

　　② ADー２部門：ADー１部門の登録チーム名簿に記載されている選手であり、複数チームの登録選手で成立しているガールズチームとする。

　　③ ADー３部門：全国大会等への出場を希望しない、または人数不足等で登録が不可能なチーム、子ども会チーム、新規立上げのチーム等AD-1・AD-2部門に分類されないチームとする。

３．登録方法

　　① 愛知県ドッジボール協会のHPに登録届を掲載し、必要事項記載のうえ登録を地域管轄者に提出する。

　　② 登録届の提出期限は年度末である３月３１日までとし、登録チームは特段の事情がないかぎり総会への出席を義

務とする。

③ 年度途中のチーム登録や部門変更においても同様の手続きを行うものとする。

　　④ 年度途中に登録選手の変更が生じた場合は都度速やかに変更手続きをしなければならない。

　　⑤ 届出書の内容に不備、虚偽、その他違反事項がなく、各支部が適正と判断したときに受理とする。各支部は愛知県協会登録（AD登録）を完了させるものとする。

　　⑥ 登録完了後に届出事項について不正、虚偽、違反等が発覚した場合、受理者は申請日に遡って登録抹消をすることができる。また、再三の注意、指導、勧告に従う意思のないチームも同様に登録抹消することができる。

　　⑦ 届出を行うものは各支部所定の方法により、規定の登録料を期日に納付しなければならない。

４．登録条件

　　　AD各部門登録に際し、以下の指導者誓約及び保護者誓約を理解したうえで自筆署名し、その原本を指定された期日及び場所にて管轄者に提出すること。

◎指導者誓約・・・日本スポーツ協会の倫理ガイドラインに沿った指導を行い、暴力、暴言その他ハラスメント行為の一切を行わない事。愛知県協会からの助言、指導、勧告、及び聴聞の結果による処分に異議なく従うことを誓約する。

※倫理ガイドラインアドレス　[rinri\_gidelines.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_gidelines.pdf)

◎保護者誓約・・・子供の監護責任は保護者が共同で負うことを理解し、子供の人権が指導者に蹂躙されることを監護責任者として防止することを誓約し、保護者にも指導者と同様に愛知県ドッジボール協会より助言、指導又は勧告、処分があることを承諾する。

※指導方法に違反行為があると感じたときは保護者会等の開催を求め、問題提起と同時にチーム全体で把握する。

改善が必要な場合は保護者会からの改善要望として指導者へ伝達する方法をとるものし、個人的な要望を特定の指導者に伝達する方法は極力控える。

５．その他

　　　AD（愛知県ドッジボール協会）に登録したチームは、JSPO、JDBA、愛知県ドッジボール協会、各支部の規約・規定に従い活動するものとし、愛知県ドッジボール協会常任理事会は本則について検証を行い、時宜にかなうように修正を行うように努めなければならない。

　　当「登録制度」に関する取決めは令和７年度（2025年4月1日）より規約の附則として施行する。

令和７年２月15日

愛知県ドッジボール協会

理事長 山 田 強 志 常 任 理 事 会

【指導者・保護者の誓約についての指針】

今般JDBAのHPに相談窓口フォームが開設されたことにより、相談案件又は通報案件が急増しております。JSPO資格保有者、JDBA資格保有者が不当な指導を行っているため処分を望むとの声が複数件愛知県協会に届いております。

愛知県協会倫理委員会の対応が必要な重大案件からチーム事情の改善要求、見当違いな苦情まで多岐に渡り、すべての対応ができかねる状況となっておりますので、指導者側と保護者側双方で選手の保護監護の在り方が適正であるかの検証を常時チーム内で行える環境を構築していただく主旨です。問題点を互いに押し付けあうのではなく、共同で解決していきながら同じ問題が発生しないようなチーム運営を双方で心掛けて下さい。

　また、大会開催時に他チームの選手や保護者間においてのトラブルが報告されております。大会主催者において該当保護者に直接、助言、指導又は勧告、処分を行う可能性があることをご承知おきください。特に児童の人格を否定することに繋がる行為や重度のマナー違反で大会運営に支障をきたすことが明白な場合については厳格に対処させていただきますので、これを承諾のうえ保護者誓約をお願いいたします。

【チーム移籍についての指針】

【移籍】の定義についてはJDBAの D－１登録経験者がその時期を問わず新たに他チームでのD－１登録が完了した選手を示す言葉とします。動機については、指導者から他チームで活躍するように送り出されたケース、年度が替わり所属チームを退団し新たなチームに所属するケース、年度途中のトラブルで退団及び所属をするケースなど考えられますが、全て外形的に判断し移籍という言葉で表現します。本来、移籍という言葉自体に善意も悪意もありませんのでご了承願います。

愛知県協会の【A D－１部門】登録チーム間で選手移籍が行われた場合、移籍選手は愛知県協会が主催する次回の県予選大会には新チームの登録選手として出場を認めないことを原則とします。

但し、従前チーム代表者の同意若しくは転居等による地域的な問題での移籍であり、同選手側に全く過失が存在しない場合、又はやむを得ない特別の事由が存すると愛知県協会常任理事会が判断した場合はこの限りではありません。

本指針は愛知県協会の予選大会以外の大会には適用しないものとし、移籍選手の出場機会を奪う目的ではないことを協会役員及びチーム関係者が相互に理解してください。あくまで、不当な選手集めによるチーム強化の可能性を排除する目的での指針とします。

愛知県協会の【A D－１部門】登録チームと非登録チーム間で選手移籍が行われた場合、非登録チームの愛知県協会所属を直ちに認めることはできません。チーム分裂や新規立上げに伴う移籍行為が当協会及び所属チームにおいて共同の不利益となる可能性が認められる場合は、愛知県協会常任理事会においてその障害が除去されたと判断されるまで愛知県協会に所属することはできません。

移籍の範囲は愛知県協会所属チーム間とする。他都道府県に所属する場合は転籍扱いとし愛知県予選等に何ら問題は起きないが、再度の転籍により愛知県協会に再所属する場合は従前の所属チームを基本とする。但し、地域的な問題等やむを得ない事由がある場合は事前に愛知県協会常任理事会の承諾を得ることを条件として、当該チームへの所属を認めるものとします。

※【AD－２部門】及び【AD－３部門】においては選手移籍に関する規定は準用しません。

本指針が想定していない事例については都度、愛知県協会常任理事会にて判断することとし、諸事情勘案のうえ順次規程として整備していくことになりますのでご了承願います。

　※移籍先チームの代表者が【選手移籍届】を所属支部に提出しなければ移籍未完了となり、当該選手は新チームでの選手エントリーはできません。選手移籍届に関し不正が発覚した場合はチームのAD登録を抹消します。

支部登録手続及び移籍手続の概要

|  |
| --- |
| ①支部登録届出書の提出  ・届出書の記入例を参考にして青セル部分に必要事項を記載し、Excelファイル形式のまま期日までに宛先にメール送信すると仮登録が完了する  ・届出書を印刷して赤セル部分に自筆署名して原本を作成する  ・各支部総会の受付時に原本と登録費1,000円（AD-1のみ）を納付すると本登録が完了する |
| ②選手移籍について（チーム消滅事例は除く）  ・ＡＤ-１部門に登録したチーム登録選手を対象として移籍ルールを適用する  ・当該年度及び前年度においてＡＤ-１登録実績のある全選手を対象とする  ・年度途中及び年度替わりの退団入団時にも移籍届提出及び支部役員の確認を要する |
| ケースＡ　選手移籍届に従前の所属チーム代表者の承諾署名が「ある」  　　　 ⇨ 何ら問題なく活動を継続できる  ・移籍前チーム・移籍後チーム・選手の三者間完全合意を理由とした移籍  ・転居等による活動地域的な問題による移籍  ・その他特別な事由による移籍で愛知県協会常任理事会が認めた移籍 |
| ケースＢ　選手移籍届に従前の所属チーム代表者の承諾署名が「ない」  　　　 ⇨ 次回の全国大会愛知県予選に選手登録できない  ・移籍完了日を基準として次回の県予選大会に移籍選手の登録を認めない  ・違反が認められた場合、愛知県協会はチームのＡＤ登録を抹消し、上位大会推薦の取消し及びＡＤ登録が申込条件である大会エントリーを相当期間受付けない  ・尚、移籍選手の活躍場所を奪う目的での移籍ルールではないため、次回愛知県予選大会以外の大会への参加は何ら支障ない |
| ケースＣ　複数の選手移籍による新チーム設立について  ・新チームの設立に関し特別な規制は行わない  ・ＡＤ登録がエントリー条件の大会に参加するためにはチームのＡＤ登録を要する  ・すべての選手の移籍届に従前チームの代表者署名がある場合は支部宛てに登録届出書を提出でき、ＡＤ登録が可能となる  ・複数選手のうち一人でも移籍届に従前チームの代表者署名がない場合、新チームは直ちに登録届出をすることができない。この場合、支部役員が関係各所に意見聴取を行い、愛知県協会常任理事会において新チーム加入による協会運営の支障有無を基に慎重に登録の是非を判断することとする |